

令和2年5月8日

訓練生 各位

国立職業リハビリテーションセンター 所長

緊急事態宣言の継続に伴う休校等の措置について

標記宣言に伴って、現在、センターでの訓練を見合わせているところですが、特別措置法に基づく緊急事態宣言の継続を踏まえ、下記の通り、休校等の措置を実施することとしました。

つきましては、その趣旨をご理解の上、当該期間は引き続き自宅等で過ごしてください。

記

1 休校等の期間

(1) 休校期間

令和2年5月7日(木)から令和2年5月31日(日)まで

(2) 自宅学習期間

令和2年6月1日(月)から令和2年6月2日(火)まで

※令和2年5月7日(木)から令和2年5月8日(金)の自宅学習期間を振り替えます。

2 留意事項

(1) 上記期間の過ごし方

上記期間は、日常生活の維持に必要な外出（食料品や日用品の調達など）以外は控えるようにしてください。

生活リズムを崩さないよう、規則正しい生活を心がけてください。

なお、自宅学習の内容に変更はありません。

(2) 上記期間の取り扱いについて

休校日については、雇用保険や訓練手当においては「公共職業訓練等が行われなかった日（日・祝日等）」と整理され、休校期間は訓練期間の延長等を実施します。

自宅学習日については、出席扱いとなります。訓練成果物（作成資料）は、訓練手当や雇用保険の手続きに係る重要な証明書類になりますので、確実に提出願います。

(3) 訓練再開日について

訓練再開は6月3日(水)となります。

なお、5月31日(日)に緊急事態宣言が解除されていない場合、休校期間の延長について判断し、6月1日(月)に当センターホームページに掲載するとともに、必要に応じて個別に連絡します。

また、5月31日(日)よりも前に緊急事態宣言が解除された場合、6月3日(水)よりも前に訓練を再開する場合があります。その場合、解除された翌日(土日を除く)に訓練の再開等について検討し、検討した結果を解除された翌々日(土日を除く)に当センターホームページに掲載するとともに、必要に応じて個別に連絡します。

(4) 休校期間中の連絡について

センターの閉庁が行われない限り、職員は勤務していますので、必要に応じて、各科の担当職員あて連絡してください。

(5) 職業相談、職場実習、就職活動等について

就職活動等については、原則行わないものとしますが、必要に応じて担当カウンセラーが相談を受けることは可能です。

必要がある場合は、予め担当カウンセラーに連絡してください。

以 上